

磐田市老人ホーム楽寿荘

添付資料

1	個人情報取扱特記事項	1
2	リスク分担表	3
3	備品一覧	4
4	平面図	6
5	条例	7
6	施行規則	9
7	光熱水費実績	10
8	修繕実績	11
9	委託実績	14

1 【個人情報取扱特記事項】

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この協定による業務を実施処理するにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この協定が終了し、又は指定管理者の指定が取り消された後においても同様とする。

2 乙は、この協定による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務の実施により知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知させ、その遵守状況の監督その他必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

（収集の制限）

第3 乙は、この協定による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、この協定による業務の実施により知り得た個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第5 乙は、この協定による業務の実施により知り得た個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（複写及び複製の禁止）

第6 乙は、この協定による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託等の禁止）

第7 乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、あらかじめ甲の承諾を受けた場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により個人情報を取り扱う業務を第三者に委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

（資料等の返還）

第8 乙は、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）は、当該業務完了後又は履行中であっても甲の指示があったときは、直ちに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示した方法によるものとする。

2 前項に定める場合のほか、乙は、甲の承認を受けたときは、甲立会いの下に、この協定による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集若しくは作成した個人情報が記録された資料等（当該資料等を複写し、又は複製したものを含む。）を廃棄することができる。

（苦情処理）

第9 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

（事故発生時における報告）

第 10 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

（調査）

第 11 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

（指示）

第 12 甲は、乙がこの協定による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適當と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

（損害賠償）

第 13 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

2 【リスク分担表】

種	類	リスクの内容	費用の負担区分	
			市	指定管理者
募集要項リスク	書類の誤り	募集要項等市が作成した書類によるもの	○	
		申請書等指定管理者が作成した書類によるもの		○
制度関連リスク	関係法令等の変更	施設、設備の設置基準等に関する法令等の変更によるもの	○	
		指定管理者の管理運営の業務一般に関する法令の変更によるもの		○
	税制の改正	施設の設置、管理運営業務に影響を及ぼす税制改正によるもの	○	
		上記以外の一般的な税制改正によるもの		○
維持管理リスク	運営コストの変動	金利の変更によるもの		○
		物価の変動によるもの（公共料金を含む） ただし、変動が著しい場合は別途協議による		○
		市の要因による運営費の増加	○	
		指定管理者による運営費の増加		○
	需要変動	措置入所者減による委託料の減少	両者の協議による	
	管理物件の損傷	市が整備した管理物件の構造上の瑕疵によるもの	○	
		指定管理者が整備した管理物件の構造上の瑕疵によるもの		○
	債務不履行	指定管理者の事業放棄や破綻などによる業務及び協定内容の不履行によるもの		○
	個人情報の漏洩	市の指示又は指導の不備、設備の瑕疵等によるもの	○	
		指定管理者として構すべき措置の不備等管理上の瑕疵によるもの		○
社会リスク	周辺地域・住民及び利用者への対応	施設の管理運営に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの		○
		施設設置及び施設の瑕疵に対する地域住民又は利用者からの要望、苦情、反対、訴訟に関するもの	○	
		地域との協調に関するもの		○
指定期間終了時		指定管理者の指定期間が終了した場合、又は指定を取消した場合の撤収費用に関するもの		○

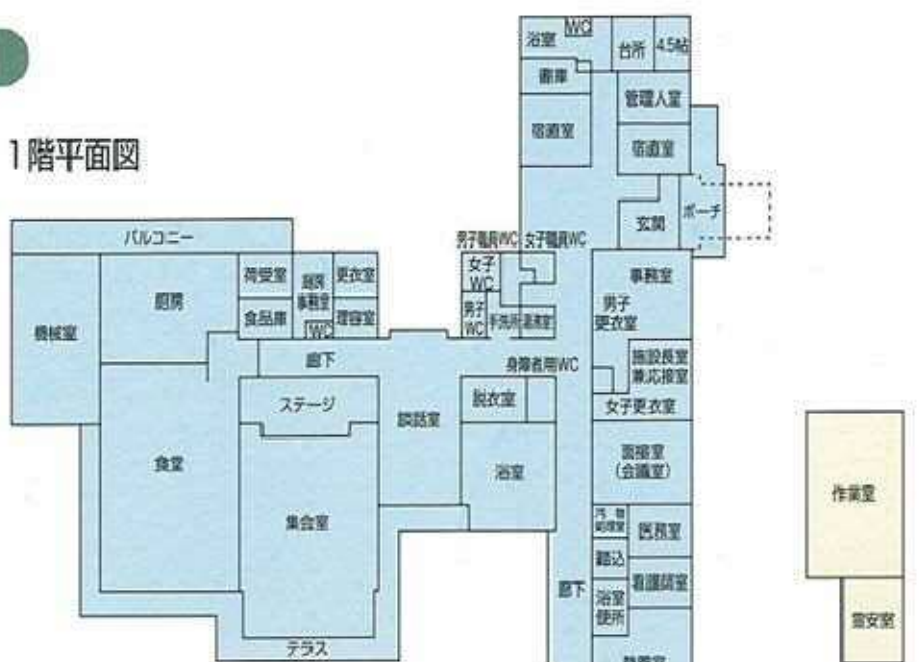
3 【備品一覧】

No.	備品番号	品名	規格
1	9398	その他机	ホウトク 応接テーブル
2	9417	片袖机	スチール
3	9431	両袖机	スチール
4	9433	安楽イス	ホウトク 若狭RH112
5	9435	長イス	若狭RH111
6	9444	作業台	1500×750×800
7	9476	金庫	I T O T-760型
8	9477	キャビネット	1800×1800×600
9	9478	キャビネット	1800×1800×600
10	9479	下駄箱	コクヨSLK-HT12KF1 12人用下駄箱
11	9481	その他箱類	傘立て ステンレス製
12	9482	台秤	120kg用
13	9483	発電機	ヤマハ EF1200D
14	9485	乾燥機	ハイアールアクアHCD-3086G 容量8kg
15	9486	乾燥機	サニクリーンドライヤー 1270×600×1400
16	9488	マイクロフォン	松下WR-105
17	9489	その他電気器具	綿菓子器
18	9490	その他電気器具	松下SH-UD201Z
19	9491	その他電気器具	松下 WR-905
20	9492	その他電気器具	ナショナルエアーカーテン FY09ESF1
21	9493	その他電気器具	松下TD9103
22	9494	その他電気器具	生ごみ処理機 ME-250
23	9495	その他電気器具	ナショナルエアーカーテン FY09ELF1
24	9500	冷蔵庫	ホシザキHR-120Z-ML 1066L
25	9501	冷蔵庫	ナショナル NR-B52T3 521リットル
26	9502	流し台	750×600×800 一槽シンク
27	9503	食器洗浄機	SD-114GSAH
28	9505	ワゴン（厨房用）	910×610×800 四段式
29	9506	その他厨具類	1800×750×800 盛付台
30	9508	どん帳	3000×8500
31	9509	どん帳	2900×5400 両開き
32	9510	ホワイトボード	1200×900 壁掛
33	9511	スクリーン	電動式 2700×4500
34	9512	太鼓	和太鼓 D510
35	9513	その他美術品類	武者人形飾り一式
36	9514	寝台（ベッド）	木製 LB-0041
37	9516	ストレッチャー	LH-158 アルミ製

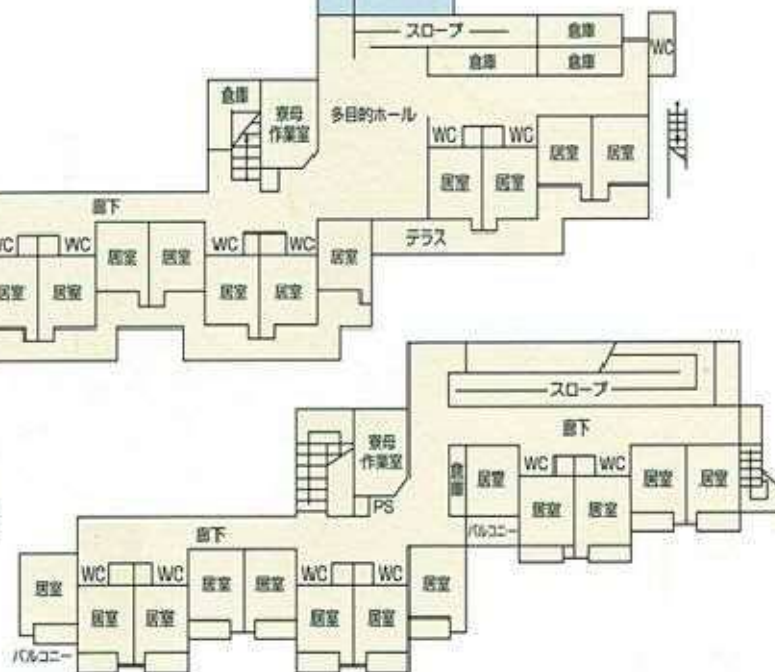
38	9518	その他医療衛生器具類	自動手指消毒器 サラヤ HDI-2000
39	9519	その他医療衛生器具類	自動手指洗剤消毒器 サラヤWS-1001
40	9522	その他雑器具類	テント集会用 2×3
41	9523	その他雑器具類	手押し車
42	9524	その他雑器具類	テント 2間×3間
43	49014	オーブン	コンビマスターCMP61G ガス式
44	58241	発動機	発動機
45	59557	乾燥機	衣類乾燥機 LPG 8 kg AQUA HCD3087-G
46	60832	消毒保管機	マルゼン MSH20-22SE (W920 D930 H1850 三相 200V)

平面図

1階平面図



2階平面図



5 【条例】

磐田市老人ホーム楽寿荘条例

(設置)

第1条 磐田市は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定に基づき、養護老人ホームを設置する。

(名称及び位置)

第2条 養護老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 位置

磐田市老人ホーム楽寿荘 磐田市安久路一丁目19番地2

(入所定員)

第3条 磐田市老人ホーム楽寿荘(以下「楽寿荘」という。)の入所定員は、50人とする。

(入所の可否)

第4条 市長は、措置を行う市町村から楽寿荘への入所の委託を受けたときは、その内容を調査し、入所の可否を決定するものとする。

(入所者の制限)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する場合を除き、入所を受諾しなければならない。

- (1) 入所定員に余裕がないとき。
- (2) 入院加療を要する状態であるとき。
- (3) 感染性疾患があり、他の入所者に感染させるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が入所させることが適当でないと認めたとき。

(退所)

第6条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、当該措置を行う市町村の了解を得て、入所者を退所させることができる。

- (1) 入所者が入所の必要がなくなったと認められたとき。
- (2) 入所者が楽寿荘の秩序を乱し、他の入所者に明らかに害を及ぼすと認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が入所させていることが適当でないと認めたとき。

(指定管理者による管理)

第7条 楽寿荘の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者の選定基準)

第8条 指定管理者の選定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業計画が、楽寿荘の設置目的に照らして適切なものであること。
- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 楽寿荘の設置目的に従い、入所者の平等利用が確保されること。

(指定管理者が行う業務)

第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。ただし、市長のみの権限に属する事務に係る業務については、これを除く。

- (1) 楽寿荘における老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームの目的に係る事業の実施に関する業務
- (2) 楽寿荘の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) その他楽寿荘の管理上、市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第 10 条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別な事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 第7条の規定による指定を受けようとするものは、事業計画その他の規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による指定の申請があったときは、第8条に規定する選定基準に基づき選定し、管理を行わせる期間を定め、議会の議決を経て、指定管理者を指定しなければならない。

(事業報告書の提出義務)

第 11 条 指定管理者は、毎年度終了後に、楽寿荘の管理業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第 12 条 市長は、指定管理者が管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(指定管理者の守秘義務)

第 13 条 指定管理者は、楽寿荘の管理を通じて知り得た秘密(個人に関する情報を含む。)を他に漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。指定管理者の指定が終了し、又は取り消された後においても同様とする。

(損害賠償の義務)

第 14 条 指定管理者、入所者及び入場者は、楽寿荘の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、その損害について市長の裁定する額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の磐田市老人ホーム楽寿荘条例(平成 15 年磐田市条例第5号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成 19 年7月6日条例第 30 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の磐田市老人ホーム楽寿荘条例(以下「新条例」という。)第7条の規定による指定及びこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例第8条及び第 10 条の規定の例により行うことができる。

6 【施行規則】

磐田市老人ホーム楽寿荘条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、磐田市老人ホーム楽寿荘条例(平成17年磐田市条例第123号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請書類)

第2条 条例第10条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書
- (3) 収支計画書
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- (5) 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し
- (6) 法人等概要書
- (7) 活動実績を証明する書類
- (8) 誓約書
- (9) 法人等の役員名簿
- (10) 納税証明書
- (11) その他市長が必要と認める書類

(候補者選定の通知)

第3条 市長は、条例第10条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 市長は、条例第10条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

(事業報告)

第5条 条例第11条に規定する事業報告書は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載して提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況
- (2) 管理運営業務の実施状況
- (3) 管理経費等の収支状況
- (4) その他市長が必要と認める事項

(指定の取消し等)

第6条 条例第12条第1項の規定による指定管理者の指定の取消し又は業務の停止は、指定管理者指定取消(業務停止)命令書(様式第4号)による。

(損傷又は亡失の届出)

第7条 指定管理者並びに入所者及び入場者は、楽寿荘の建物又は建物の設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 17 年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年7月6日規則第 28 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 磐田市老人ホーム楽寿荘条例の一部を改正する条例(平成 19 年磐田市条例第 30 号)附則第2項の規定による準備行為をする場合にあっては、この規則の施行の日前においても、改正後の磐田市老人ホーム楽寿荘条例施行規則第2条から第4条までの規定の例により行うことができる。

附 則(平成 24 年3月 23 日規則第 19 号)

この規則は、平成 24 年7月9日から施行する。

附 則(平成 28 年3月 24 日規則第 29 号)

この規則は、行政不服審査法(平成 26 年法律第 68 号)の施行の日(平成 28 年4月1日)から施行する。

7 【光熱水費実績】

令和元年度光熱水費実績	12,022 千円
令和2年度光熱水費実績	11,348 千円
令和3年度光熱水費実績	12,399 千円

8 【修繕実績】

令和元年度

施設名	修繕箇所	修繕の内容	実施日	金額（円）	業者名
楽寿荘	厨房	コンベクションオープン	4月2日	26,784	
	居室トイレ	タイル撤去工事	4月18日	29,900	
	洗濯場	汚物除去機水漏れ	5月7日	15,228	
	厨房	冷蔵庫冷媒漏れ	5月14日	97,200	
	厨房	動力開閉器	5月15日	25,920	
	居室洗濯用流し台	排水トラップ劣化	5月20日	28,080	
	食堂	蛍光灯取替	6月17日	8,640	
	居室	非常用照明	7月8日	70,200	
	洗濯場	汚物除去機腐蝕	8月5日	16,200	
	化粧室前トイレ	男子トイレ洗浄不備	7月13日	50,760	
	給茶器	カートリッジ交換	7月16日	19,440	
	食堂	蛍光灯取替	7月16日	11,880	
	洗濯場	汚物除去機	8月15日	3,078	
	食堂	蛍光灯取替	8月15日	23,038	
	厨房	証明スイッチ不備	9月3日	26,136	
	機械室	真空式ボイラー部品交換	9月20日	64,800	
	機械室	真空式ボイラー部品交換	10月7日	112,200	
	機械室	雨水配管詰まり	10月4日	36,300	
	談話室・居室	非常用照明交換	12月3日	253,000	
	浴室	手すり修理	12月16日	7,200	
	化粧室トイレ	排水詰まり他	12月6日	44,220	
	機械室	真空管ボイラー修理	12月27日	37,400	
	居室棟	汚水枿内樹木根除去	3月23日	30,800	
	湯沸室	スイッチ修理	3月31日	4,180	
合計				1,042,584	

令和2年度

施設名	修繕箇所	修繕の内容	実施日	金額（円）	業者名
楽寿荘	居室	洗面台蛇口	4月2日	11,000	
	機械室	インペラー破線水漏れ	6月1日	106,700	
	居室	トイレモルタル補修	6月8日～10日	285,400	
	居室	非常用照明器具交換	6月15日	110,000	
	厨房	シンク下排水部水漏れ	6月18日	22,000	
	避難地	蛍光灯取替	7月7日	8,432	
	スロープ排煙窓	排煙窓開閉の故障 取替	8月13日	143,900	！
	厨房	エアコン配管保温工事	9月7日	42,900	
	厨房	給湯器の中和器交換	9月11日	12,980	
	厨房・静養室	天井張替工事	9月12日	260,800	
	居室	洗面台2台交換	10月13日	467,500	
	居室	洗面台取替修理	10月13日	33,000	
	機械室前	雨水配管修繕	11月5日	102,300	
	静養室	洗面台交換	12月4日	209,000	
	静養室	トイレ便座ひび割れ・交換	12月15日	36,300	
	ガス乾燥機	乾燥機燃焼不良・部品交換	12月17日	37,950	
	機械室	ボイラー故障・部品交換	12月21日	50,600	
	静養室	スプリングクラー配管工事	12月25日	90,200	
	居室・廊下	非常用照明器具交換	12月28日	429,000	
	玄関	誘導灯器具交換	12月28日	55,000	
	国旗掲揚	国旗掲揚ロープ取替	令和3年 1月14日	16,500	—
	火災受信機	漏電調査	2月4日	38,500	
	化粧室洗面	洗面排水管交換	2月15日	49,500	
	ガス乾燥機	ガス乾燥機配管修理	3月22日	22,000	
	厨房	シンク蛇口交換	3月25日	26,400	
				合計	2,816,435

令和3年度

施設名	修繕箇所	修繕の内容	実施日	金額（円）	業者名
楽寿荘	居室	トイレ便座交換	4月26日	36,300	
	食堂	蛍光灯交換	4.5.6.7.8月	44,000	
	夜勤支援員室	照明交換工事	5月5日	44,000	
	厨房	ドアクローザー交換	6月24日	52,800	
	厨房	給湯器修理	7月8日	12,760	
	居室等	非常用照明器具交換	7月7日	69,300	
	屋外北東	蓄電池交換	7月31日	220,000	
	厨房	コンベクションオーブン修理	8月18日	132,220	
	静養室	汚物除去機修理	9月17日	11,660	
	太陽熱パネル	熱媒配管エア抜き弁修理	9月21日	59,400	
	居室横仮洗い場	排水管トラップ修繕	10月8日	25,410	
	階段踊り場	天井雨漏り修繕	10/5～7,9	298,000	
	機械室	ボイラー部品交換修繕	11月5日	803,000	
	屋上タンク	給水管修理	11/22.25	125,400	
	食堂	蛍光灯交換	12月16日	5,500	
	玄関	自動ドアセンサー修理	12月24日	20,900	
	機械室	熱媒ポンプ修繕	1月13日	212,300	
	化粧室トイレ	便座交換	2月14日	36,300	
	スロープ	スロープ蛍光灯交換	2月15日	7,700	
	中庭北側入口ドア	ドア交換	2月16日	290,000	
	給湯室他	蛇口修理	2月18日	38,500	
	静養室	間仕切り壁塗装修繕	3月12日	135,000	
	居室トイレ	ドア修繕	3月24日	212,300	
	静養室トイレ	換気扇修繕	3月29日	59,400	
	1階居室西側	洗面化粧台取替修繕	3月29日	478,500	
	その他	P C修理他		143,830	
合計				3,574,480	

9 【委託実績】

令和元年度

施設名	業務名	業務の内容	実施日	金額 (円)	業者名
楽寿荘	消防設備保守管理	自動火災報知設備 スプリンクラー保守点検業務	R元. 5/1 11/1		
	電気保安設備管理	漏電等電気の保安点検業務	R元. 5/14 7/4 9/4 11/12 R2. 1/16 3/17		
	給湯衛生設備 空調設備保守	冷暖房設備・給湯設備 保守点検・受水槽清掃業務	冷暖房・給湯 R元. 5/13 6/20 7/31 10/17 R2. 1/15 受水槽 R元. 10/30		
	床ワックス清掃	廊下床ワックス清掃 事務室床剥離洗浄ワックス	R元. 5/16 10/30		
	害虫駆除	施設内のごきぶり・ネズミ等 害虫駆除 捕虫器粘着剤交換	毎月1回		
	厨房内衛生保守管理	厨房換気扇清掃業務	H31. 4/18 R元. 10/10		
	自動ドア保守管理	玄関自動ドア保守管理業務	R元. 6/11 10/25 R2. 2/20		
	非常通報装置保守点検	非常用通報装置の保守管理 業務	H31. 4/17 R元. 7/4 10/9 R2. 1/21		
	樹木管理	敷地内樹木の刈込剪定、薬剤 散布業務	R元. 7/23~25 9/3~6		
	雑排水槽清掃	雑排水槽清掃業務	R元. 5/28 9/24 R2. 1/21		
	廃棄物処理	施設内廃棄物処理	週5回		
	汚物除去機保守点検	汚物除去機の保守点検業務	H31. 4/9		
	特殊建築物定期検査	特殊建築物定期検査 と設備検査	R元. 8/30		

令和2年度

施設名	業務名	業務の内容	実施日	金額 (円)	業者名
楽寿荘	消防設備保守管理	自動火災報知設備 スプリンクラー保守点検業務	R2. 5/1 11/4		
	電気保安設備管理	漏電等電気の保安点検業務	R2. 5/7 7/4 7/8 9/4 11/2 R3. 1/14 3/23		
	給湯衛生設備 空調設備保守	冷暖房設備・給湯設備 保守点検・受水槽清掃業務	冷暖房・給湯 R2. 5/15 5/19 6/11 7/31 10/16 10/23 11/6 R3. 1/21 2/4 受水槽 10/13		
	床ワックス清掃	廊下床ワックス清掃 事務室床剥離洗浄ワックス	R2. 5/19		
	害虫駆除	施設内のゴキブリ・ネズミ等 害虫駆除 捕虫器粘着剤交換	毎月1回		
	厨房内衛生保守管理	厨房換気扇清掃業務	R2. 4/9 10/6		
	自動ドア保守管理	玄関自動ドア保守管理業務	R2. 6/4 10/2 R3. 2/18		
	非常通報装置保守点検	非常用通報装置の保守管理 業務	R2. 4/15 7/4 10/8 R3. 1/19		
	樹木管理	敷地内樹木の刈込剪定 薬剤散布業務	R2. 9/7. 8. 10. 11 R2. 8/1		
	雑排水槽清掃	グリストラップ清掃 雑排水槽清掃業務	R2. 5/29 9/30 R3. 1/26		
	廃棄物処理	施設内廃棄物処理			
	汚物除去機保守点検	汚物除去機の保守点検業務	R2. 4/3		
	簡易水道検査	施設内簡易水道の検査	R2. 4/21		
	厨房機器点検	冷凍庫点検	R2. 5/12		
	冷暖房設備清掃	エアコン清掃	R2. 11/20		
	浴槽水質検査	レジオネラ検査	R2. 9/7		
	特定建築物設備定期 検査	建築物安全確保	R2. 11/20		

令和3年度

施設名	業務名	業務の内容	実施日	金額 (円)	業者名
楽寿荘	消防設備保守管理	自動火災報知設備 スプリンクラー保守点検業務	R3. 5/1 11/4		
	電気保安設備管理	漏電等電気の保安点検業務	R3. 5/11 7/13 11/2 R3. 1/17 3/23		
	給湯衛生設備 空調設備保守	冷暖房設備・給湯設備 保守点検・受水槽清掃業務	冷暖房・給湯 5/13 5/24 6/28 8/19 7/29 10/14 10/26 11/4.8 R4. 1/14 2/4 受水槽 10/13		
	床ワックス清掃	廊下床ワックス清掃 事務室床剥離洗浄ワックス	R3. 5/25		
	害虫駆除	施設内のゴキブリ・ネズミ等 害虫駆除 捕虫器粘着剤交換	毎月1回		
	厨房内衛生保守管理	厨房換気扇清掃業務	R3. 4/6 10/5		
	自動ドア保守管理	玄関自動ドア保守管理業務	R3. 6/23 10/15 R4. 2/18		
	非常通報装置保守点検	非常用通報装置の保守管理 業務	R3. 4/14 7/7 10/12 R4. 1/19		
	樹木管理	敷地内樹木の刈込剪定 薬剤散布業務 避難地整備	R3. 8/7 8/9 9/7~10 9/11,13 R4. 3/10		
	雑排水槽清掃	グリストラップ清掃 雑排水槽清掃業務	R3. 5/25 9/28 R4. 1/25		
	廃棄物処理	施設内廃棄物処理			
	汚物除去機保守点検	汚物除去機の保守点検業務	R3. 4/5		
	簡易水道検査	施設内簡易水道の検査	R3. 4/21		
	厨房機器点検	冷凍庫点検	R3. 5/14		
	蜂の巣駆除	蜂の巣駆除	R3. 9/2		
	浴槽水質検査	レジオネラ検査	R3. 4/17		
	特定建築物設備定期 検査	建築物安全確保	R3. 10/28		